

皆さまの力で安心な消費社会を

消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人

消費者スマイル基金

活動報告(2024.9~2025.8)

ごあいさつ

2024年度は、個人正会員70名、団体正会員22団体、賛助会員団体49団体、寄付金は前年度実績をやや上回り79万3,752円となりました。2024年度の年2回の助成事業では、第15回に8団体へ270万円、第16回に9団体へ300万円を助成しました。年間を通じて、のべ17団体に対し、総額570万円の助成を行いました。これにより、前年度よりも助成対象団体が2団体増、助成金額も80万円増加しました。設立以来の累計は、のべ97団体2,820万円となり、あらためて、ご支援をいただいた皆さんに心より感謝申し上げます。

当法人は、消費者団体訴訟等支援法人として2年目を迎える。消費者庁からの受託した支援業務を中心とした主な活動として、「特定適格消費者団体との定期協議の開始」、「COCOLiS ポータルサイト利用普及のための消費生活相談員向け学習会の実施」、「消費者団体訴訟制度成果事例集の制作」などに取り組みました。さらに、この分野でのデジタル技術の利活用を睨んで「AIを用いた不当契約条項の情報収集等」の調査を消費者庁より受託、実施しました。

また、寄付金獲得の新たな取組みとして、社会で大きな問題となっている「悪質な訪販リフォーム被害防止」をテーマとしたクラウドファンディングを行い、39名の方から27万7,000円の寄付をいただき、それを原資に3団体に総額50万円の助成を行いました。その他、「消費者志向経営セミナー」では、デジタル取引で課題となっているダークパターン対策に関する現状や今後の対策などについて、アカデミア、行政、事業者団体、デジタルプラットフォーマーなどとの意見交換を行いました。

消費者行政においては、2025年7月に「消費者法制度のパラダイムシフトに関する報告」が公開されました。超高齢社会の進行やデジタル化の進展等、消費者を取り巻く取引環境の変化は、これまでの社会情勢下において消費者被害防止や救済に資するとして機能している各種制度にどのような変化が生じ、どのような改善が求められるのかについて、現在検討が進められています。そうした中で、まずは適格消費者団体および特定適格消費者団体等が担う消費者団体訴訟制度の諸活動に対して、支援法人としてしっかりと役割を果たしてまいります。

2025年(令和7年)12月19日 消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人 消費者スマイル基金
理事長 河野 康子

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての消費者の願いです。しかし、現在の日本社会は、エネルギーや食料品の価格上昇、深刻な少子高齢化といった課題に直面しており、経済的な格差や貧困の拡大など、今はもとより次世代や将来の暮らしに対する不安を拭い去ることは難しい状況です。

特に消費生活の分野では、高齢層・若年層を中心に、さまざまな形で消費者被害が発生し続けており、「令和7年版消費者白書」によると、2024年の消費生活相談件数は年間約90万件となっています。また、近年継続して年間90万件前後の消費者被害が推移していく、2024年の消費者被害・トラブル推計額（既支払額（信用供与を含む。））は約9.0兆円と2020年以降継続して増加しています。

消費者スマイル基金では、消費者被害防止・救済のための制度を担う組織への支援を継続的に行ってています。

2023年12月20日に内閣総理大臣より、消費者団体訴訟等支援法人の認定を受け、支援業務としてCOCOLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト^{※2}の運営を消費者庁より受託しています。

また、クラウドファンディングによる「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」を行う消費者団体への助成や、事業者向けに消費者志向経営セミナーを継続開催するなど活動の幅を広げています。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対しては、主に全国の自治体の消費生活センター、（独法）国民生活センター等が相談を受け、助言・あっせんや裁判外紛争解決機関（ADR）など解決に向けての取組みが粘り強く行われています。

また、消費者団体訴訟制度^{※1}を活用して、適格消費者団体（全国26団体）・特定適格消費者団体（全国4団体）が、事業者の不当な行為の差止めや共通して多数に生じた消費者被害の回復を行っています（令和7年12月現在）。このような民間の消費者団体が行う消費者被害防止・救済など公益性の高い活動に対して現在、公的支援が十分ではありません。活動の継続や広がりを図るために資金面での支援が必要です。



※1「消費者団体訴訟制度」とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などをできる制度で、平成19年6月7日から施行されている「差止請求」と平成28年10月1日から施行されている「被害回復」との2つの制度からなっています。

※2 COCOLiS（消費者団体訴訟制度）は、全国の適格消費者団体が取り組む事業者の不当な行為に対する差止請求の結果や活動の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化しています。

消費者スマイル基金について

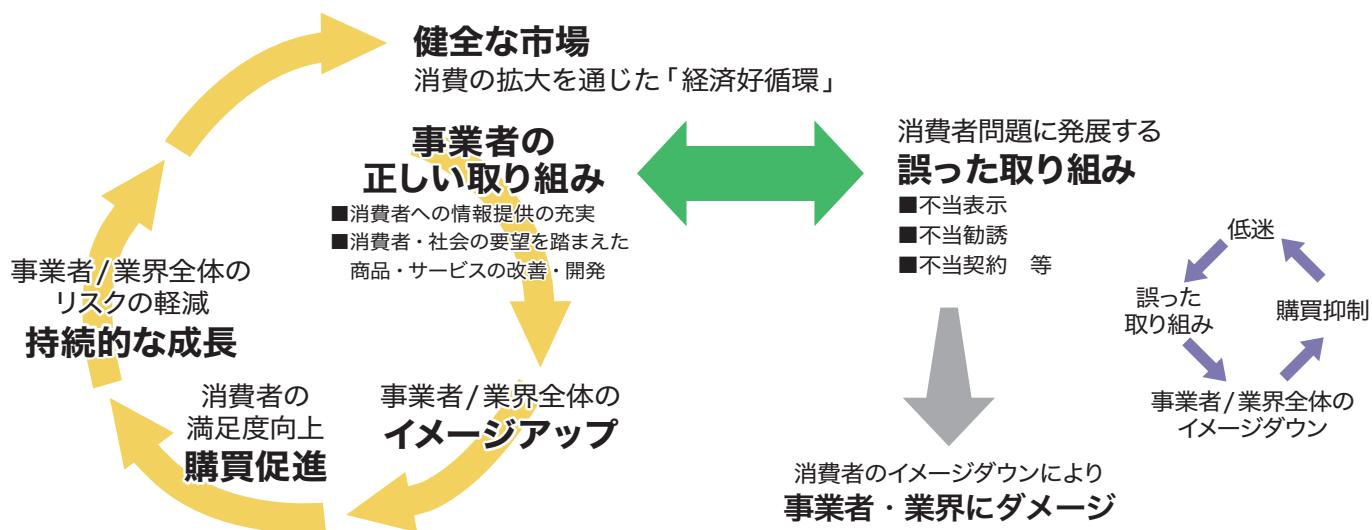
設立年月日：2017年4月28日 / 法人登記：2017年7月7日

理事長	河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
副理事長	石戸谷 豊	弁護士
理事	磯辺 浩一	(特非)消費者スマイル基金 事務局長
理事	大高 友一	弁護士
理事	斎藤 毅	司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事
理事	坂倉 忠夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 専務理事
理事	高橋 義明	明海大学経済学部 教授
理事	古谷 由紀子	(一財)CSOネットワーク 顧問
監事	井上 喜之	公認会計士
監事	堀川 直資	弁護士

（50音順）

消費者スマイル基金の理念と取り組み

企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



消費者/企業の会費や寄付を、全国の適格消費団体の
＜取り組み1＞ 活動につなげ、健全な市場の実現を目指します



消費者団体訴訟等支援法人として
＜取り組み2＞ (特定)適格消費者団体を支援します

当基金は、2023年12月20日、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けました。

1. 消費者団体訴訟制度に係る広報、公表を促進します。

- (1) 消費者庁の設置する消費者団体訴訟制度に係るポータルサイト(COCoLiSポータルサイト)の運用に協力しています。
- (2) 当基金のウェブサイトで(特定)適格消費者団体のウェブサイト更新情報をお知らせしています。

2. 消費者団体訴訟(被害回復)の簡易確定手続を支援する準備を進めています。



3. (特定)適格消費者団体間の交流を促進しています。

消費者スマイル基金助成事業

消費者被害回復・防止に関する活動への助成を行います。

1. 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟、裁判外の差止請求及びその結果の公表に係る助成。
2. 消費者被害の防止・回復のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）、裁判外の被害回復の実現に係る助成。
3. 消費者契約被害に係る消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体（適格消費者団体は除く）が自主的に営む消費者相談事業、消費者への情報提供に係る助成。

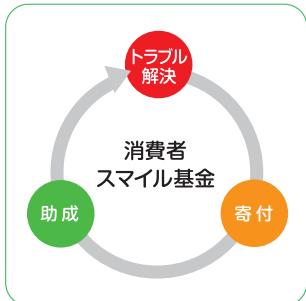
▼ 助成の流れ



▼ 助成事例

1. 被害回復裁判（例）：エステサロン／契約代金相当額の不当利得返還義務の確認
2. 差止請求訴訟：（例）通信販売／景表法措置命令事案の代金返還

約8年間で17回の助成事業（クラウドファンディングでの助成を含む）を実施し、消費者被害の拡大防止や被害回復、相談業務、消費者教育、啓発などの活動を行う、のべ100団体に対して2,870万円の助成を行いました。



消費者スマイル基金2024年度助成団体一覧

2024年度は2回の定例助成を行い、活動を支援するために下記合計13団体に570万円を助成しました。昨年度を80万円上回る助成を実施することができました。（昨年度：490万円）

団体名	助成金額
○ 消費者機構日本	(2回分) 950,000円
○ 消費者支援ネット北海道	(2回分) 600,000円
○ 消費者支援ネットワークいしかわ	(2回分) 600,000円
○ 消費者被害防止ネットワーク東海	(2回分) 600,000円
○ 消費者支援機構関西	450,000円
○ 消費者ネット広島	400,000円
○ やまなし消費者支援ネット	400,000円
○ 埼玉消費者被害をなくす会	300,000円
○ 消費者支援かながわ	300,000円
○ 消費者市民ネットとうほく	300,000円
○ 消費者ネットおかやま	300,000円
○ なら消費者支援ねっと	300,000円
☆ しづおか消費者ユニオン	200,000円

○特定適格消費者団体 兼 適格消費者団体 ○適格消費者団体 ☆非営利法人適格消費者団体を目指す団体等

助成対象となった団体の活動内容とその経過（結果）

特定適格消費者団体による被害回復裁判

1. 消費者支援機構関西（KC's）（第16回助成対象事業）

『脱毛エステサロンに対する契約代金の返還を求める不当利得返還義務確認訴訟』

事業の概要 当該エステ業者は、「回数・期間無制限のアフターサービスが受けられる。」と消費者を勧誘して契約締結していたが、無償サービス内容を一方的にセルフサービス施術に変更した。特定適格消費者団体である消費者支援機構関西（以下 KC's）は、エステ契約のクーリング・オフ等をした消費者に契約代金相当額を返還するよう求める共通義務確認訴訟を提起した。一審は KC's のクーリング・オフに関する主張を認めたが、クーリング・オフできる消費者の範囲を、「事業者がアフターサービスをセルフサービスに変更した時点で契約が継続していた消費者」に制限した。

経過 裁判所が対象となる消費者を制限した根拠は、「最後に利用した日から1年間、まったく通っていない場合は契約が終了する。」という当該事業者が定めた利用規約によるものだった。しかし、対象となる消費者の範囲を制限することは救済される消費者の範囲を不正に狭めることになる。KC's は判決のこの部分を是正するよう求めて控訴した。控訴審判決ではクーリング・オフの主張は引き続き認容された。しかし、対象消費者に対する制限も維持され、その立証責任は被告側が負うとした。裁判は2025年12月現在係属中である。

適格消費者団体による差止請求訴訟

2. 消費者ネット広島（第15回助成対象事業）

『靈園を運営・管理する宗教法人による不当な契約条項等の差止請求訴訟』

事業の概要 当該事業者は靈園の運営・管理をする宗教法人である。この靈園の使用契約で使われている利用規約には、「墓地返還の場合、使用料は一切返還しない」「申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却しない」などの条項が定められていた。既払金全部を返還しない条項等は不当な契約条項であり、消費者契約法第9条1項1号に抵触するものであるとして、消費者ネット広島は2023年7月6日、当該宗教法人に差止めの申入れをした。

経過 2023年9月25日、当該宗教法人から、差止めの申入れに対して「改定しない。」と回答が届いた。2024年3月28日、消費者ネット広島は「事前請求書」を送付したが、宗教法人から団体側の見解が誤っていると回答が届いた。そのため消費者ネット広島は契約者が本件契約に基づき支払った使用料を一切返還しない旨を定める条項は消費者契約法第9条1項1号に反するとして差止請求訴訟を提起した。2025年12月現在、訴訟は係属中である。

3. 消費者機構日本(COJ)（第15回助成対象事業）

『再生医療・免疫療法による自由診療行為を行う医療社団法人のネット広告の差止請求』

事業の概要 自由診療は保険診療とは異なり医療機関の裁量範囲があるといえない非科学的な治療が掲載されている場合がある。消費者機構日本は再生医療・免疫療法などの自由診療行為を行う医療社団法人のインターネット広告が景品表示法で禁止されている優良誤認表示に該当するとして、差止めを求める申入れを行った。

経過 差止めを求める申入れに対し、当該医療法人は具体的な対応をしなかった。2024年09月10日、消費者機構日本は差止請求訴訟を提起した。提訴後、当該医療社団法人は再生医療・免疫療法などの優良誤認表示（実際のものよりも著しく優良であると示す表示）に該当する広告表示を直ちに削除した。2025年3月28日に裁判上の和解が成立し、差止請求訴訟は終了した。

クラウドファンディング「防ごう！悪質訪販リフォーム」



消費者スマイル基金は、「防ごう！悪質訪販リフォーム」をテーマに初めてクラウドファンディングに挑戦し、総額27万7,000円のご支援をいただきました。ありがとうございました。お預かりした寄附金額に当基金からの助成金22万3,000円を合算し、以下の3団体に助成しました。

- 消費者支援ネット北海道（助成額205,000円）
- 大分県消費者問題ネットワーク（助成額180,000円）
- 消費者市民ネットとうほく（助成額115,000円）

1. 消費者支援ネット北海道

臨時の電話相談窓口『欠陥住宅・悪質リフォームでお困りの方へー特別無料相談会開催ー』を設置して相談会を開催。

2. 大分県消費者問題ネットワーク

訪問販売による外壁塗装等の勧説を行い、『クーリング・オフはできない。』などと説明していた事業者の行為を是正するため、差止請求訴訟を提起。裁判は適格消費者団体の主張をほぼ受け入れる形で和解が成立し終了。

3. 消費者市民ネットとうほく

レスキューサービスや悪質訪問販売リフォーム、点検商法の学習講演会『悪質訪問販売のワナから身を守る！』を開催。

COCoLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト

2024年4月1日より、消費者と（特定）適格消費者団体をつなぐ「COCoLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト」を消費者庁のウェブサイトで公開されています。この消費者庁が構築するポータルサイトの運営を消費者スマイル基金が受託しています。

全国の特定適格消費者団体・適格消費者団体が取り組む事業者の不当な行為に対する差止請求や被害回復裁判の活動の進捗など、本サイトでは消費者団体訴訟制度に関する情報が一元化されています。さまざまな検索機能が備わっており、COCoLiSを活用することで、同種被害に関連した消費者トラブルの解決のヒントを得ることが可能となっています。

< URL > <https://cocolis.caa.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the COCoLiS portal. At the top, there's a banner with the text "消費者と(特定)適格消費者団体を繋ぐ" (Connect consumers and (specific) qualified consumer groups) and a subtext "(特定)適格消費者団体の活動状況や消費者団体訴訟の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化". To the right is the COCoLiS logo featuring a white dog-like character with green ears and a blue 'C' shape. Below the banner are four main sections: 1. "消費者団体訴訟制度とは?" (What is the Consumer Group Litigation System?) with a link to "消費者団体訴訟制度のご案内". 2. "消費者トラブルについて調べたい" (Want to investigate consumer disputes) with a link to "差止請求". 3. "被害回復裁判について調べたい" (Want to investigate compensation lawsuits) with a link to "被害回復裁判". 4. "団体からのお知らせを受け取る" (Receive notifications from the organization) with a link to "団体からの情報提供". The background features a stylized landscape with buildings, trees, and clouds, and small illustrations of the COCoLiS dog character.

消費者スマイル基金応援メッセージ



元消費者庁長官
伊藤 明子氏

消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。孤独孤立や成年年齢の引き下げなどに加え、デジタル化による事業環境は、消費者の新たな脆弱性を高めています。そうした中で、消費者に伴走し、その被害を未然防止・拡大防止、被害回復する存在はますます重要になっています。

そのため、現在26の適格消費者団体が活動されており、消費者スマイル基金は、その団体を支援する中核的な消費者団体訴訟等支援法人として、総理大臣の認定を受け、さらに大きな役割を担っていただいている。

安心して消費できる環境は、消費者のみならず事業者にとっても重要です。消費者スマイル基金への期待はますます大きくなっているといえます。制度改正に携わったものとして、また一消費者として、関係者のご協力のもと消費者スマイル基金のますますの発展を心より期待しております。



内閣府消費者委員会 委員長
鹿野 菜穂子氏

消費者をめぐる環境は、デジタル化や高齢化の進展を背景に変化し、消費者被害も複雑化・深刻化を増しています。一方で、伝統的な不当条項や不当勧誘による消費者被害も後を絶ちません。消費者が個別に訴訟等によって被害の回復を図ることには限界があり、消費者被害の抑止と救済にとって、消費者団体訴訟の意義とそれを担う適格・特定適格消費者団体の役割は、益々重要になってきています。

消費者団体訴訟を十分に機能させるためには、資金面をはじめとする消費者団体の活動支援が不可欠です。消費者スマイル基金は、消費者被害の防止・救済を担うこのような消費者団体の活動支援において極めて重要な役割を担っています。

今後益々、同基金について幅広い層から理解と協力が得られ、同基金の活動とそれによる消費者団体の持続的な活動が可能となるよう、同基金に心よりエールを送りたいと思います。

会員名簿 / 寄付実績

会員名簿 (2025年12月現在/敬称略)

■ 正会員

- (一社) 全国公正取引協議会連合会
- (一社) 全国消費者団体連絡会
- (一財) 日本消費者協会
- (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 愛知県消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- 北九州市消費者団体連絡会
- 日本生活協同組合連合会
- 新潟県生活協同組合連合会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 主婦連合会
- 全国青年司法書士協議会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 東京消費者団体連絡会センター
- 日本司法書士会連合会
- 労働者福祉中央協議会
- NPO法人消費者ネット・しが
- 個人の方 70名

■ 賛助会員

- 静岡県司法書士会
- 大阪司法書士会
- 京都司法書士会
- 日本貸金業協会
- (一社) 日本自動車購入協会
- (一社) 日本フードサービス協会
- (一社) 未来2016
- (公社) 全国消費生活相談員協会
- (公社) 日本食品衛生協会
- (公社) 日本通信販売協会 (JADMA)
- ABCクリニック
- サラヤ株式会社
- 花王株式会社
- 株式会社 ファンケル
- 株式会社 やづや
- 株式会社 デトリタス
- 日清食品ホールディングス株式会社
- NPO法人ながの消費者支援ネットワーク
- NPO法人ひょうご消費者ネット
- NPO法人やまなし消費者支援ネット
- NPO法人佐賀消費者フォーラム
- NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- NPO法人消費者ネット広島
- NPO法人消費者機構日本
- NPO法人消費者市民サポートちば
- NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者支援かながわ
- NPO法人消費者支援ネット北海道
- NPO法人消費者支援機構関西
- NPO法人消費者支援機構福岡
- NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- 埼玉県生活協同組合連合会
- 高知県生活協同組合連合会
- 佐賀県生活協同組合連合会
- 山口県生活協同組合連合会
- 鹿児島県生活協同組合連合会
- 千葉県生活協同組合連合会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会 (こくみん共済coop〈全労済〉)
- 長崎県生活協同組合連合会
- 島根県生活協同組合連合会
- 東京都生活協同組合連合会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 奈良県生活協同組合連合会
- 日本コープ共済生活協同組合連合会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会

ご寄附いただいた皆さまのおかげで、2025年12月時点で、設立時(2017年)からの累計で、団体のべ45団体、個人のべ323名、合計金額は1,410万2,324円の寄付金をいただきました。今後ともよろしくお願ひいたします。

寄付のお願い

当基金への寄付金は、全国の（特定）適格消費団体等の活動につなげるため、助成事業に加え、消費者団体訴訟等支援法人として、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けています。寄付の方法は以下のとおりです。

1. 銀行振込：寄付申込書をご記入いただき、下記金融機関の口座（ゆうちょ銀行三菱UFJ銀行）に寄付金のご入金をお願いします。

ご寄付先口座

- ・三菱UFJ銀行 駒町支店（616） 普通 0311226 口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口
- ・ゆうちょ銀行 019(ゼロイチキュウ)店 当座 0587920 口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

2. クレジットカード決済：当基金では、シンカブル（Syncable）というクラウドファンディングと契約しております。こちらのクレジットカード決済画面からご入金をお願いします。

※ご提供いただいた個人情報については、当基金からのご案内・連絡等に利用し、当基金の個人情報保護規則に従って厳重に取り扱います。

認定NPO法人のため、当基金への寄付金は税制控除の対象に！

認定NPO法人とは

- ・**公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度1回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています。
- ・寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。

・個人の場合

①所得控除 又は 税額控除（お好きな方をお選びいただけます）

②住民税控除

といった2つの控除が受けられます。

・相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

＊確定申告の際に必要な領収書は2026年1月下旬にお送りいたします。



当基金は寄付金控除の対象団体です。
詳しくは[こちら](#)

会員入会のお願い

運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員も募集しています。下記連絡先までご連絡ください。

■ 正会員（会費・年額、議決権あり）

①個人正会員 1口 1,000円（3口以上） ②団体正会員 1口 10,000円（1口以上）

※②は非営利団体のみ（原則として基金の助成対象となる可能性のある団体は除く）

■ 賛助会員（会費・年額、議決権なし）

①非営利団体 1口 10,000円（1口以上） ②営利団体 1口 50,000円（1口以上）

2026年（令和8年）1月発行

消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人



消費者スマイル基金

※2023年12月20日、消費者裁判手続特例法に定められた
「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を受けました

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

✉ consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp

URL <https://www.smile-fund.jp/>